

1 災害対策について

(1) 災害対策の選択と集中について

ア 学校施設の耐震化について

(ア) 市町への支援について

教育に関する数点のお尋ねのうち、まず、小中学校の耐震化についてお答えいたします。県教委では、地震はいつでもどこでも起こり得るとの認識のもと、全ての小中学校の耐震化を早急に進めて行く必要があるものと考えており、早期完了に向け、市長・町長へ直接働きかけを行いますとともに、無利子貸付制度の活用を促進するなど、引き続き、積極的に支援を行っていくこととしております。

こうした中、各市町が、工事着手の優先度を判断するに当たりましては、お示しのような活断層の状況等も踏まえておく必要がありますことから、県地域防災計画で示された活断層等による地震の被害想定などの関連情報を提供するなど、小中学校の耐震化が、より効果的に実施されますよう支援してまいります。

(イ) 私立学校への支援について

災害対策についてのお尋ねのうち、まず、私立学校の耐震化への支援についてお答えします。

県といたしましては、加速化プランにおいて「くらしの安心・安全基盤の強化」を最重要課題として位置づけ、学校等の耐震化に取り組んでいるところであり、私立学校につきましても、児童生徒の安心・安全を確保する観点から、学校施設の耐震化について、県単独の助成制度を拡充し、取組の促進を図っているところであります。

断層帯の近くに立地する私立学校について、「選択と集中」の視点から優先的に耐震化工事の支援を行うべきとの御提案であります。また、「建築物耐震改修促進法」におきましては、私立学校に対しましても耐震診断や耐震改修を行うよう、等しく努力義務が課せられていることから、県としては、学校の立地条件により支援に差を設けることは考えておりません。

しかしながら、学校が耐震化を検討する上では、その判断基準となる施設の倒壊の危険性を示す指標値である、いわゆるI s値のほか、近辺の断層帯の状況等を把握するこ

とも一定の意義があると考えられますことから、今後は、私立学校に対して、地域防災計画における地震被害の被害想定などの関連情報を必要に応じて提供してまいりたいと考えております。

県といたしましては、今後とも、全国トップレベルにある県費助成制度を活用いたしまして、私立学校の耐震化が一層進むよう、それぞれの学校の実情に応じた支援に努めてまいります。

## 1 災害対策について

### (1) 災害対策の選択と集中について

#### イ 災害対策における「選択と集中」の考え方について

岡村議員の質問にお答えいたします。

まず、災害対策にも「選択と集中」という考え方が必要ではないかというお尋ねであります。

現下の厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用するため、私は、これまでも、「選択と集中」の視点に立って施策を点検し、事業の優先順位を明確にしながら、施策を推進してまいりました。

このような中で、今年度予算におきましては、加速化プランの総点検を踏まえ、防災対策につきましては、「学校等の耐震化の推進」、「ハザードマップの整備促進」、「危険ため池の整備促進」、この3つの事業を特に優先すべき重点事業に位置付け、予算の集中的・重点的な配分に努めたところであります。

この結果、加速化プランに掲げた住み良さ元気指標である、県立学校や防災拠点施設の耐震化率、ハザードマップの作成数、整備を要する危険ため池数などについては、いずれも目標を達成する見込みとなっているところであります。

また、御案内のとおり、本県はこれまで、台風、高潮、大雨など、度々の自然災害により、大きな被害を被ってまいりましたことから、お示しの高潮災害に対しましては、平成11年の台風18号の検証結果を踏まえた「海岸保全基本計画」に基づき、護岸や堤防等の整備を着実に進めてきております。また、2年連続で起きました豪雨災害を受けまして、河川激甚災害対策特別緊急事業の実施や治山・砂防施設の整備を集中的に進めているところであります。今年度、これらの防災関連予算は、昨年度に比べて17.2%

の伸びを確保いたしております。

私は、人命に直接かかわる防災対策については、災害はいつでもどこでも起こり得るという考えの下で、必要な対策を総合的に講ずべきであると考えております。

今後とも、こうした視点に立って、県民生活の基本である「くらしの安心・安全基盤の強化」に向けて、防災対策の充実強化に全力で取り組んでまいります。

## 1 災害対策について

### (2) 土砂災害ハザードマップについて

まず、災害対策についてのお尋ねのうち、土砂災害ハザードマップについてです。

土砂災害ハザードマップについては、現在、6市町が整備を終え、残り13市町が平成24年度末までの整備完了を目標に作業を進めております。

県においては、土砂災害ハザードマップに記載される警戒区域及び特別警戒区域の調査・指定を行っており、調査の着手時や区域の指定時には、各市町と連携して地元説明会を開催し、土砂災害の特徴や区域の決定方法などについて説明しているところです。また、県のホームページでも、これらに関する情報を公開しています。

お示しのようなご不満やお尋ねは、県や市町にも地元説明会の場などで寄せられており、その都度、「区域の指定は、住民自身の生命・身体を守るため、その土地が持つ地形などの危険性を明らかにするものである」ということなどの詳しい説明を行っているところであり、今後とも、様々な観点からのお尋ねに対して、丁寧に説明を行うことで、御理解を深めていただくよう努めてまいります。

また、土砂災害ハザードマップの目的や必要性などの周知については、地元市町との連携により、引き続き、その徹底を図ってまいります。

## 1 災害対策について

### (3) 東日本大震災への支援と災害ボランティアの派遣について

次に、東日本大震災への支援と災害ボランティアの派遣について、3点のお尋ねにお答えします。

まず、本県職員を福島県に派遣した経緯についてですが、発災直後、被災地への物的支援について、全国知事会の調整により、本県をはじめ12県が福島県の担当とされた

ところであり、当時、被災地では、避難所運営のマンパワー不足が喫緊の課題となっておりましたことから、本県から福島県に対し、人的支援を打診したところ、福島県知事から強い要請があり、直ちに職員を派遣したところであります。その後は、全国知事会による広域的な調整に基づき、現在まで派遣を継続しているところです。

次に、災害支援に係る連携についてですが、このたびの震災支援における県と市町との連携について、まず、物的支援については、輸送の効率化を図るため、県が市町等から集めました緊急支援物資を、数次にわたって被災地に発送しております。

人的支援につきましては、県と市町の保健師等を合同チームとして派遣した例がありますが、これは、被災地からの要請を検討した結果、長期にわたり、安定的な支援が必要と考えられましたことから、市町と連携して対応したものとあります。

また、全国知事会においては、発災直後には、被災三県からの支援要請が集中し、全体調整の機能が十分に果たせなかった等の課題がありましたことから、現在、全国知事会の復興協力本部において、災害時における広域連携の在り方等を検討しているところであり、中国地方知事会、九州地方知事会においても地域性を踏まえた検討が進められているところです。

次に、山口県の支援地域とその規模についてですが、物的支援については、被災三県からの要請に応じて、仮設トイレや紙オムツ、食料品などを、市町等から集積した物資も含め、これまでに約390トン提供しております。

また、人的支援については、被災三県に対して、各種の技術職員や事務職員を、県職員については実人員で約300名、延べで約4200名、市町職員については実人員で約460名を派遣しております。

また、災害ボランティアについては、全国社会福祉協議会の調整に基づき、県社会福祉協議会の災害ボランティアセンターにおいて、計60名を宮城県多賀城市に派遣しており、県といたしましては、県社協の主体的な取組を積極的に支援する、こういう観点から、被災地までの移動費用の助成等を行ったところです。

## 2 教育問題について

### (1)ファミコンと携帯電話が学力に与える影響について

次に、ゲーム機や携帯電話による子どもの成長や学力に与える影響についてであります。県教委では、学力の基盤となる望ましい生活習慣・学習習慣の形成や、豊かなコミュニケーション能力の育成等を図る上で、ゲーム機等の過度の使用につきましては課題がありますことから、節度をもって、適切に使用していくことが必要であると考えております。

次に、ゲーム機等への対策についてであります。県教委では、その所持や家庭での使用につきましては、各家庭が主体的に判断されるものと考えております。現在、各学校におきましては、ゲーム機や携帯電話の使用のルール・マナーを守ることの大切さや、学習習慣をはじめとした家庭での望ましい生活習慣について指導しているところでありますが、県教委におきましても、家庭に対し、家庭教育の指針を示すリーフレットなどにより、家庭での約束づくりなどの意識啓発を行っているところであります。

県教委では、今後とも、PTAや市町教委との連携を図り、子どもたちのよりよい生活習慣・学習習慣づくりを一層進めてまいります。

## 2 教育問題について

### (2) 高等学校の校則について

次に、高等学校の校則についてです。

まず、髪を染めることにつきましては、すべての全日制高校が頭髪に関する規定を設け、禁止しております。

また、校則に対する所見についてですが、校則は、生徒が集団生活における社会規範を身につける上で、きわめて重要であり、校長のリーダーシップの下、全教職員が共通理解を図りながら、保護者とも連携し、生徒が校則の意義を十分に理解して、自主的に守ることができるよう、指導していくことが重要であると認識しております。

次に、高校での携帯電話の取扱いについてであります。遠距離通学や部活動終了後の帰宅など、安全確保の面から、地域の実態や保護者の意向等に基づき、取扱指針を定めて適切に対応する必要があると認識しており、今後とも、各学校におきまして、家庭と十分連携を図りながら取り組むよう指導してまいります。

## 2 教育問題について

### (3)水産、農業関係高等学校の進路について

次に、水産、農業関係高校の進路対策についてです。

水産高校や農業高校などの専門高校におきましては、産業界等のニーズを踏まえ、より実践力のある人材を育成するため、地元企業や大学、関係機関等との連携を強化するとともに、生徒の活動を教員がしっかりと支えながら、進路実現を図っていくことが重要であると考えております。

進路対策についてですが、各学校におきまして、地域や地元企業との連携を深め、現場実習等の充実に努めますとともに、専門性を活かすことができる求人開拓に取り組んでおります。

また、関係機関や水産大学校・農業大学校との定期的な情報交換や協議を行い、地域のニーズに応じた専門教育の充実や進路指導の充実に取り組んでおり、今後とも、こうした取組を一層強化してまいります。

さらに、大学等への進学につきましては、県教委におきましても、推薦入学枠の確保につきまして、県内大学等への働きかけを行いますとともに、全国的な推薦入学枠の拡大に向け、全国都道府県教育長協議会などを通じた要望を引き続き行ってまいります。

## 3 若者の交流人口拡大と定住策について

### (1)「多目的ドーム」の活用について

次に、若者の交流人口拡大と定住策についてのお尋ねのうち、「多目的ドーム」の活用についてです。

「多目的ドーム」は、県民の様々なスポーツ活動や幅広い交流・憩いの場として整備した山口きらら博記念公園の中核施設で、主にはスポーツ活動に利用されていますが、その他にきらら物産交流フェアなどの各種イベントも開催されており、子供からお年寄りに至る県民に幅広く利用され、昨年度も約20万人にご利用いただいたところです。

ご提案のありました、音楽コンサートの開催に向けた音響対策については、この施設が、設計上はコンサート利用を想定したのではなく、所要の改修に多額の費用が見込まれることから、現時点では考えておりませんが、コンサート開催の企画があった場合には、仮設の音響対策の受け入れなどに柔軟に対応してまいります。

また、公園内駐車場を活用した映画上映についても、施設管理上可能な限り対応していきたいと考えています。

県としましては、こうした設備面での配慮に加え、若者にアピールできる各種イベントの誘致などにより、「多目的ドーム」を含む山口きらら博記念公園が、若者にとっても十分魅力ある施設となるよう取り組んでまいります。

### 3 若者の交流人口拡大と定住策について

#### (2) 県の取り組みについて

次に、若者の交流人口拡大と定住策に関するお尋ねのうち、県の取組についてお答えいたします。

若者にとって魅力ある地域づくりを進め、交流を促進するということは、地域経済の活性化や県内の若者の定住促進にもつながるものであります。

しかしながら、人口や資本の大都市圏への流れはなかなか止めることができず、また、分散型都市構造にある本県の特長も相俟って、本県では、極めて残念なことではあります。商業や文化などの面で、お示しのような若者が求める都市的サービスを十分に提供できるだけの環境になっていないという現状にあります。

こうした中、県といたしましては、一人でも多くの若者を本県に呼び込むため、若者の旅行ニーズや行動特性に合わせて、ウェブサイトやブログ等を活用した観光情報の発信とか、若者に人気の映画やドラマのロケ地めぐりへの誘客などに取り組みますとともに、本県ならではの多彩な自然・文化等を生かして、若者向けの体験型観光を進めるなど、若者の交流人口の拡大に努めているところであります。

また、若者と協働した地域づくりの取組などを通じて、本県の魅力の再発見やふるさとへの愛着を高めますとともに、若者の能力が発揮できる次世代技能者の育成や魅力ある雇用となる高度技術産業の集積など若者が活躍できる県づくりに努め、若者の定住促進につなげていきたいと考えております。

本格的な人口減少社会を迎え、これからの地域や産業を支える若者の交流や定住の促進は重要な課題であります。同時に大変に難しい課題でもありますので、私としては、議員の皆様がたからも幅広いご意見もいただきながら、若い世代にも一層の魅力を感じられるような県づくりに努めていきたいと考えております。

#### 4 視覚障害者に配慮した交通安全施設の整備について

視覚障害者に配慮した交通安全施設の整備に関するご質問にお答えします。

議員お示しの音響信号機とエスコートゾーンは、いずれも視覚障害者の方々の安全な横断を誘導する施設でありますけれども、毎年計画的に整備し、これまで音響信号機は298箇所、エスコートゾーンは42箇所に整備をしております。

本県の音響信号機とエスコートゾーンの整備率は、全国平均よりも高いものとなっております。特にエスコートゾーンは約2倍となっております。

県警察といたしましても、視覚障害者の方々が、安心して安全に移動できる交通環境を作っていくことは、大変重要なことと認識しております。

そのため、施設の整備に当たりましては、視覚障害者の方々の利用頻度が高い、駅、官公庁、特別支援学校等の施設の周辺や、いわゆるバリアフリー新法に基づく重点地区内を中心に、設置要望を踏まえまして、計画的に整備を進めているところであります。

特に、本年は、10月に全国障害者スポーツ大会「おいでませ！山口大会」が開催されますことから、音響信号機を10箇所、エスコートゾーンを31箇所、新たに整備することとしております。

県警察といたしましては、今後も引き続き、視覚障害者の方々に配慮した交通安全施設の整備に努めて参りたいと考えております。